

# 第166回組合会会議録

千葉県市町村職員共済組合

## 第166回組合会会議録

平成23年3月3日千葉市中央区中央港1丁目13番3号オークラ千葉ホテル2階「ブリストル」において第166回組合会を開催した。

### 組合会の目的である事項

- |       |  |
|-------|--|
| 議案第1号 | 平成22年度変更事業計画及び予算（第1次）について              |
| 議案第2号 | 平成23年度事業計画及び予算について                     |
| 議案第3号 | 千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更について                |
| 議案第4号 | 千葉縣市町村職員共済組合助成金交付規則の一部改正について           |
| 議案第5号 | 千葉縣市町村職員共済組合保養所設置規則の一部改正について           |
| 議案第6号 | 千葉縣市町村職員共済会館設置規則の一部改正について              |
| 議案第7号 | 千葉縣市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正について  |
| 議案第8号 | 千葉縣市町村職員共済組合就業規則の一部改正について              |
| 議案第9号 | 千葉縣市町村職員共済組合職員の育児・介護休業等に関する規則の一部改正について |

招集年月日 平成23年3月3日  
議 長 岩 田 利 雄

議員の定数は20名であるが、出席した議員は、次のとおりである。

市町村長である議員（3名）

- 9番 岩 田 利 雄
- 15番 相 川 勝 重
- 19番 小 坂 泰 久

市町村長以外の議員（10名）

- 2番 天 野 武 彦
- 4番 須 藤 和 人
- 6番 植 木 誠
- 8番 小久保 安 男
- 10番 積 田 篤
- 12番 秋 山 秀 子
- 14番 関 口 明
- 16番 志 津 安 紀
- 18番 高 橋 邦 芳
- 20番 岩 崎 利 浩

委任状を提出した議員は、次のとおりである。（7名）

- 1番 藤 平 輝 夫
- 3番 松 崎 秀 樹

5番 水越勇雄  
7番 荒木勇  
11番 豊田俊郎  
13番 根本崇  
17番 熊谷俊人

委任を受けた議員は、次のとおりである。(1名)

15番 相川勝重(委任者7名)

事務局から出席した職員は、次のとおりである。

事務局長	川名健一
事務局次長	加藤馨
監査室長兼福祉課長	石井健一
総務課長	若菜幸二
年金課長	栗橋正則
保健課長	海宝弘展
経理課長	内山昇
情報管理課長	石井義幸
保健課長補佐	榎田研二
情報管理課長補佐	穴倉敦夫
総務係長	五木田雅之
施設長	中村和
施設管理課長	森澄生
施設管理係長	布施幸一

## 開会 (時刻15時45分)

事務局長 大変お待たせをいたしました。組合会議員におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。理事会が大幅に伸びてしまいまして、こちらの開会が遅れてしまいましたことをお詫び申し上げます。大変失礼致しました。

それでは開会にあたりまして、本日の定足数を発表させていただきます。

本日出席をいただきました市町村長議員3名、委任状を提出されました市町村長議員7名、合計10名でございます。また、職員議員につきましては、10名全員のご出席をいただいているところでございます。

したがって、地方公務員等共済組合法施行令第11条の規定により、定足数に達しておりますので、ただいまから議事日程にいたがいて、第166回組合会を開催させていただきます。

開会にあたりまして、議長からごあいさつをよろしくお願い致します。

議長 それでは、組合会の開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。本日ここに第166回組合会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げる次第でございます。

また、平素から共済組合の事業運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。さて、本日、上程をいたします議案でございますが、「平成22年度変更事業計画及び予算(第1次)」、「平成23年度事業計画及び予算」、「予算に関連する諸規則等の一部改正」について9の議案について、ご審議を賜るものでございます。平成23年度の事業計画及び予算の策定にあたりましては、総務省から示されます「地方公務員共済組合の事業運営について」及び「予算編成関係資料」に基づきまして、編成作業を行ったものでございます。

それでは、平成23年度事業計画及び予算の概要を申し上げます。まず、組合員数の状況でございますが、平成23年度末の組合員数は5万6千794人で、前年度より114人の減少を見込むものでございます。

地方公共団体の「集中改革プラン」が終了したことに伴い、組合員数の減少が鈍化したものと思われまます。次に、短期経理でございますが、財源率につきましては、現行の水準のままで推移いたしますと平成24年度において、積立金が枯渇状況となることから急激な財源の引き上げとならないよう、平成23年度において千分の3引き上げるものでございます。

また、介護保険でございますが、平成22年度において、繰越欠損金が生じることから、平成23年度の介護納付金の増額分も含め千分の0.98引き上げ、千分の10.32とするものでございます。

次に、長期経理でございますが、財源率につきましては、地方公務員共済組合連合会の定款で定められておりますとおり、本年9月から千分の3.54引き上げるものでございます。

次に保健経理でございます。財源率につきましては、据え置きとし、特定健診、特定保健指導をはじめ、各種保健事業を実施するものでございます。なお、オークラ千葉ホテル、黒潮荘、那須の森ヴィレッジを宿泊した場合の助成金の適用範囲を被扶養者でない配偶者及び2親等以内の親族に拡大するものでございます。

また、繰入金につきましては、「那須の森ヴィレッジ」及び「オークラ千葉ホテル温浴施設」の運営資金として、前年度より5千660万円を減額した8千万円、「オークラ千葉ホテル」及び「黒潮荘」へ長期借入金の償還財源といたしまして、2億8千万円を繰り入れるものでございます。

次に宿泊経理でございますが、「オークラ千葉ホテル」につきましては、「改修工事中期3カ年基本計画」に基づきます改修工事を実施するとともに、職員宿舍高浜寮跡地を売却するものでございます。

最後に貯金経理でございますが、共済貯金の支払利率につきましては、2.1パーセントに据え置くものでございますが、不安定な金融情勢が続いている状況でございますので、引き続き、有価証券を中心に安全有

利で効率的な運用に務めてまいります。

各事業経理の詳細につきましては、事務局から説明いたさせます。充分なるご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、職員側議員の皆さまにおかれましては、去る2月14日から18日までの間、各地区におきまして、「地区別共済制度研修会」を開催し、組合員への予算の周知、意見・要望等の集約にご尽力をいただきましたことにこの場をお借りして厚くお礼と感謝を申し上げ、議長のあいさつとさせていただきます。大変御苦勞さまでございます。

議長 それでは、議事日程の決定を議題といたします。お諮りをいたします。議事日程は、本日1日としたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

議長 ご異議ないものと認め、本日の会議を1日と決定をいたします。次に会議録署名議員の選挙についてお諮りをいたします。会議録署名議員の選挙は議長において、指名することでご異議ございませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

議長 ご異議ないものと認め、会議録署名議員には、長側19番 小坂泰久議員。職員側10番 積田篤議員の両名を指名いたします。

議長 これより、議案の上程を行います。議案第1号「平成22年度変更事業計画及び予算（第一次）」を議題といたします。事務局から説明を求めます。若菜総務課長。

総務課長 はい。

議長 はい、総務課長。

総務課長 総務課長の若菜でございます。議案第1号「平成22年度変更事業計画及び予算（第1次）」についてを上程させていただきます。

議案第1号をご覧いただきたいと思っております。こちらに「平成22年度変更事業計画及び予算（第1次）」を別冊のように定めるとすることで、一枚めくっていただきますと、変更事業計画及び予算の予算書として作成してございます。

こちらにつきましては冒頭、議長のあいさつの中にもありましたように12月末日の実績に基づきまして、収支の変更を行ったものでございます。この最初の1枚をめくっていただきますと、緑の紙で目次が示してございます。

こちらにありますように、短期経理から物資経理まで、11の経理につきまして順次変更の内容をご説明致します。それでは1ページめくっていただきまして、概況の1というページをご覧いただきたいと思っております。

まず1番目として、短期経理でございます。短期貸付金の変更について

てということで、貸付経理への貸付金を次のとおり変更するという  
ことで、こちらについては高額医療貸付、出産貸付の減少がありましたので、  
当初予算よりも10万円減額した56万円とするものでございます。

次に、2 収支予定の変更ということで、この表をご覧いただきたい  
と思います。上が収入の欄でございます。上の短期、介護それぞれの負  
担金、掛金につきましては、県の人事委員会の勧告がマイナス改定であ  
ったこと、さらには、期末手当の引き下げ等があった関係で、3億円ほ  
どの負担金、掛金の減少を見込んだものでございます。

一方で下の段、支出でございますが、支出の欄の3段目、後期高齢者  
支援金につきましては、3億円ほどの増加を見込んだものでございます。  
こちらにつきましては、後期高齢者支援金の算定方法が平成22年の8  
月から加入者割に加えて、総報酬割が導入されたことに伴ってのことで  
ございます。

短期経理の収入支出を差し引きいたしますと、当初予算よりも5億円  
ほど増の10億92万2千円の当期損出金が生じる見込みでございます。

次に2番目の長期経理でございます。収支予定の変更ということで、  
収入については、短期経理と同様に負担金、掛金共にマイナス改定があ  
った関係で、当初予算よりも7億8千万円ほど減少しているものでござ  
います。こちらの負担金、掛金につきましては、それをそのまま全国市  
町村職員共済組合連合会のほうに払い込むということで、収支差引はゼ  
ロということになるものでございます。

次に3番目、預託金管理経理でございます。まず1として、長期貸付  
金の変更についてということで、貸付経理と物資経理での貸付額が増加  
したことから、所要の措置を取ったものでございます。

2点目として、収支予定の変更についてということで、概況の2のペ  
ージをご覧いただきたいと思います。まず、収入でございますが、貸付、  
物資経理での貸付額の増加があった関係で600万円ほど、利息及び配  
当金の変更を見込んだものでございます。

こちらにつきましても、運用した利息及び配当金をそのまま支払利息  
というかたちで、全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むものでござ  
います。3点目の資産の構成割合の変更でございますが、この表の中の  
資産区分①の2行目、投資有価証券でございますが、当初予算では地方  
公共団体発行の縁故地方債の引き受けを見込んで想定しておりましたが、  
それが実行されないということで、3億円の減少を見込んだものでござ  
います。

それから、資産区分③の貸付経理、物資経理の貸付金については、先  
ほどご説明しましたとおり、増額となったものであります。

続きまして、4番目の業務経理でございます。収支予定の変更でござ  
いますが、(1)から(3)までは、総則事項でございます。まず(1)  
職員給与の限度額を2千740万9千円増額するというものでございま  
す。(2)旅費の限度額を260万6千円減額し、事務費の限度額を1千1  
百20万4千円減額するというものでございます。職員給与を2千70  
0万円程増額してございますが、こちらの主な理由といたしましては、  
当初予算で退職金引当額の算定誤りがあった関係で、補正をしたもので  
ございます。

次に(4)収支予定でございますが、収入を合計いたしまして、当初

予算よりも600万円ほど増加を見込んだものでございます。一方で、支出でございますが、当初予算よりも経費の節減に努めた結果、470万ほど減少しているものでございます。収支差引いたしまして3千585万円の当期利益金が生じる見込みでございます。

次に、5番目の保健経理でございます。収支予定の変更でございますが、職員給与の限度額を61万2千円増額するものでございます。さらに、旅費の限度額を172万3千円減額し、事務費の限度額を117万6千円減額するものでございます。

収支予定の変更でございますが、収入の負担金、掛金につきましては、短期経理と同様に給与総額の減額から、減額を見込んだものでございます。

また、支出の2行目の厚生費でございますが、人間ドック助成金の減少から6千7百万円ほど減額を見込んだものでございます。また、その下の特定健康診査費等でございますが、受診率の減少から2千6百万円ほどの減少を見込んだものでございます。収入支出差し引きいたしまして、次のページになりますが、概況の3ページをご覧いただきたいと思っております。

当初予算では、4千1百万円ほどの当期損失金を見込んでおりましたが、3千983万円の当期利益金が生じる見込みでございます。

続きまして、6番目の保健経理（第2）でございます。那須の森ヴィレッジを運営する経理でございます。収支予定の変更ということで、旅費の限度額を12万2千円減額し、事務費の限度額を14万2千円減額するものでございます。収支予定の変更でございますが、収入支出差し引きいたしまして、3千381万5千円の当期利益金が生じる見込みでございます。

続きまして、7番目の保健経理（第3）ですが、オークラ千葉ホテルの10階スパを運営する経理でございます。収支予定の変更でございますが、事務費の限度額を23万円減額するものでございます。収支予定の変更でございますが、収入支出差し引きいたしまして363万円の当期利益金が生じる見込みでございます。

次に8番目の宿泊経理でございます。収支予定の変更ですが、職員給与の限度額を439万7千円減額し、事務費の限度額を27万7千円減額するものでございます。収支予定の変更でございますが、収入支出差し引きいたしまして、3億3千100万2千円の当期損失金が生じる見込みでございます。

概況の4ページをご覧いただきたいと思っております。9番目として、貯金経理でございます。収支予定の変更でございますが、職員給与の限度額を809万4千円減額するものでございます。旅費の限度額を46万9千円減額し、さらに事務費の限度額を235万円減額するものでございます。

この職員給与の800万円ほどの減額につきましては、当初予算では4人の職員を見込みましたが、それが3人だったということでの減額でございます。（4）収支予定の変更でございますが、収入支出差し引きいたしまして、37億6千440万2千円の当期利益金が生じる見込みでございます。

次に10番目の貸付経理でございます。借入金の変更についてという

ことで、先ほど短期経理と預託金管理経理のところでご説明いたしましたとおりの措置をとったものでございます。2点目として、収支予定の変更でございますが、職員給与の限度額を451万5千円増額したものでございます。さらに、旅費の限度額を49万7千円減額し、事務費の限度額を511万5千円減額したものでございます。職員給与を450万円ほど増額してございますが、こちらにつきましては、当初予算では3人の職員を見込んでいたところ、それが4人になったということでございます。(4)収支予定の変更でございますが、収入支出差し引きいたしまして3千949万4千円の当期利益金が生じるものでございます。

最後に11番目の物資経理でございます。借入金の変更ですが、先ほど預託金管理経理の説明でしたとおりの措置をとったものであります。2点目の収支予定の変更でございますが、職員給与の限度額を55万1千円増額したものでございます。さらに、旅費の限度額を10万3千円減額し、事務費の限度額を179万8千円減額したものでございます。

(1)の職員給与ですが、55万円ほど増額しておりますが、こちらは人事異動によるものでございます。(4)収支予定の変更でございますけれども、収入支出差し引きいたしますと概況の5ページのほうになりますが、当初予算では、1千24万3千円の損失金を見込んでおりましたが、変更後4千872万7千円の当期利益金が生じる見込みでございます。議案第1号については以上でございます。

議長 　ただいま議案第1号「平成22年度変更事業計画及び予算（第1次）」の説明がされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑のある方はお願いいたします。

〔 「なし」の声あり 〕

議長 　はい、それでは以上で質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第1号「平成22年度変更事業計画及び予算（第1次）について」原案のとおり、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 全員挙手 〕

議長 　はい、挙手全員であります。よって議案第1号は、原案のとおり可決されました。次に議案第2号「平成23年度事業計画及び予算」を議題といたします。事務局から説明を求めます。若菜総務課長。

総務課長 　はい。

議長 　はい、総務課長。

総務課長 　議案第2号「平成23年度事業計画及び予算」を上程いたします。恐れ入りますが、議案第2号をご覧いただきたいと思っております。「平成23年度事業計画及び予算」を別冊のように定めるものとするということで、1枚めくっていただきますと、予算書を作成してございます。

そしてこの予算書に挟みこんであります、「平成23年度事業計画及



び予算の骨子」をご覧ください。1ページから12ページまでの小冊子のものですが、こちらに基づきまして「平成23年度の事業計画及び予算」についての説明をさせていただきたいと思っております。

また、冒頭に議長のごあいさつの中で、概要をお話されてましたので、重複しない範囲でご説明をしていきたいと思っております。それではこの予算の骨子の1ページをご覧くださいと思います。

まず1番として、総括事項でございます。共済組合の事業運営の基盤となります組合員数等の見込みを示したものでございます。(1)構成団体数でございますが、平成23年度100団体ということでございます。館山市及び南房総市学校給食組合の減、公立長生病院組合の増ということで1減1増の関係で、平成22年度と変わらないものでございます。

(2)組合員数でございますが、平成23年度5万6千794名を見込むものでございます。(3)被扶養者数でございますが、平成23年度も平成22年度と同じような5万3千520名を見込むものでございます。

(4)平均給料月額でございますが、まず短期・福祉に係る平均給料月額ということで、32万4千854円を見込むものでございます。こちらについては、平成22年度よりも7千900円ほど減額が見込まれるものでございます。そして、下の段、長期に適用される平均給料月額でございますが、32万5千277円を見込むもので、こちらにつきましては、前年度比較して8千円の減少となるもので、平均2.4パーセントの減少を見込んだものでございます。

続きまして、2ページ短期経理をご覧くださいと思います。

まず、(1)として短期の財源率でございます。平成23年度は、平成22年度よりも千分の3引き上げて、千分の76とするものでございます。次に、(2)介護保険の財源率でございます。平成23年度は、平成22年度よりも千分の0.98引き上げて、千分の10.32とするものでございます。次に、(3)附加給付の改正点でございます。出産費附加金・家族出産費附加金をそれぞれ4万円引き下げて2万円とするものというものでございます。こちらにつきましては、平成21年の10月から出産費、家族出産費の法定給付が4万円引き上げられたことに伴い、平成23年度から財源率の見直しを行う中で、4万円引き下げるというものでございます。(4)収支でございますが、上の段の収入を合計いたしまして平成22年度よりも財源を引き上げる関係で、3億5千万円ほど増加を見込んでいるものでございます。一方で、支出でございますが、支出の2行目特定保険料いわゆる後期高齢者支援金、前期高齢者納付金等の支援金、納付金の関係でございますが、平成22年度よりも5億2千万円程増加を見込んだものでございます。収入支出差し引きいたしまして、9億4千245万6千円の当期損出金が生じる見込みでございますが、こちらにつきましては(5)剰余金の状況をご覧くださいと思います。こちらの一番下の行の剰余金の合計でございますが、当期損失金9億4千245万6千円を剰余金から取り崩し、平成23年度末の短期経理の剰余金は28億3千157万9千円となる見込みでございます。

続きまして、3ページをご覧くださいと思います。長期経理でございます。まず財源率ですが、平成21年に5年ごとの財政再計算が行われまして、平成25年9月まで毎年千分の3.54ずつ引き上げると

ということが、決定されておりますので、この中の②をご覧いただきたいと思っております。平成23年9月からそれぞれ、掛金、負担金千分の1.77ずつ引き上げてございます。合計で千分の158.92となるものでございます。(2)基礎年金拠出金に係る公的年金負担率ということで、平成22年度よりも千分の4.4引き上げて、千分の38.5ということで地方財政計画に基づき、財源措置をされているものでございます。(3)追加費用率でございます。こちらにつきましては、平成22年度よりも千分の4.6引き下げた千分の49としているものでございます。(4)収支でございます。収入の負担金、掛金ですが、平成23年9月から財源を引き上げますが、給与総額の減少から3億円程度平成22年度よりも減少を見込んだものでございます。負担金、掛金をともに全国市町村職員共済組合連合会へ払い込むということで、差し引きはゼロとなるものでございます。

続きまして、4番目預託金管理でございます。預託運用額は、貸付経理、物資経理への貸付け及び地方公共団体発行の縁故地方債の引き受け等で403億円程度になる見込みでございます。(2)収支でございますが、各経理に貸付けて運用した利息及び配当金ということで、10億184万3千円につきましては、全額を全国市町村職員共済組合連合会へ支払利息として支出するものでございます。

4ページをご覧いただきたいと思っております。業務経理でございます。(1)事務費で、1人当たりの事務費をここに掲げてございます。平成23年度は平成22年度よりも46円増加したかたちで1万1千107円が地方公共団体のほうで財源措置をされてございます。平成22年度との変更点は内訳の中の一番下の行でございます。連合会交付金が46円引き上がったものでございまして、地方公共団体負担金、短期経理からの繰り入れについては変わらないものでございます。なお、地方公共団体負担金は組合の規模に応じた額ということで、基準の単価は1万60円でございます。千葉県の場合、組合の規模が大きいのでそれよりも減額をされているということでございます。逆に組合の規模が小さいところは、1万60円よりも多く財源が措置されるというものでございます。(2)として組合広報誌(共済だより)の発行回数を年12回から年7回に変更するものでございます。必要な情報を確実に周知するため1回あたりのページ数を現行より増やすとともに、ホームページの充実を図るというものでございます。この発行回数の減少によって1千500万円ほどの経費の削減が図れるものでございます。(3)収支でございます。収入支出差し引きいたしますと、平成23年度は前年平成22年度よりも1千万ほど減少の2千516万3千円の当期利益金が生じる見込みでございます。こちらの利益金につきましては、(4)剰余金の状況をご覧ください。全額を積立金に積み増しをすることによって、平成23年度末の剰余金の合計は10億6千835万6千円となる見込みでございます。

5ページをご覧いただきたいと思っております。保健経理でございます。財源率については据え置きでございます。(2)疾病予防事業をはじめ、各種保健事業を次のとおり実施するというところで、①生活習慣病予防検査及び特定健康診査の検査項目については、重複する項目が多いので生活習慣病予防検査の再構築をするというものでございます。②婦人科検診助成金については、現在人間ドックの検査対象外となっておりますが、

それを人間ドックの受診時においても助成の対象とするような調査、研究を行っていくというものでございます。③オークラ千葉ホテル、黒潮荘、那須の森ヴィレッジ、いわゆる直営施設を宿泊した場合の助成金の適用範囲を被扶養者でない配偶者及び2親等以内の親族に拡大するというものです。④健康管理講座において、タバコをやめることへの動機付け、支援を行う禁煙プログラムを新たに行うというものです。⑤特定健康診査等実施計画に基づき、受診率向上のための普及に努めるというものでございます。(3) 那須の森ヴィレッジの運営資金として、保健経理(第2)へ繰り入れるということで、平成23年度は、平成22年度よりも5千万円減少した5千万円を繰り入れるものでございます。(4) 保健施設、温浴施設ですが、オークラ千葉ホテルの10階スパの運営資金として、保健経理(第3)へ繰り入れるということで、こちらについては平成22年度よりも660万円減額をしたものでございます。(5) 宿泊経理への繰り入れでございますが、長期借入金の償還及び固定資産税の一部として、計画どおり2億8千万円繰り入れるというものでございます。6ページをご覧ください。こちらに、保健経理の収支を掲げてございます。収入として負担金、掛金は給与総額の減少から4千200万円ほどの減額を見込んだものでございます。一方で、支出は、先ほど説明しましたように、他経理への繰入金が5千660万円減少したものでございます。収支差し引きいたしまして、4千559万5千円の当期損失金が生じるものでございます。こちらにつきましては、下の剰余金の状況をご覧ください。全額、積立金を取り崩しまして、その結果、平成23年度末の剰余金でございますが、8億1千977万2千円となる見込みでございます。

7ページをご覧ください。保健経理(第2)の那須の森ヴィレッジを運営する経理でございます。開設期間は、4月15日から11月24日までの224日間、営業日数は217日というものでございます。利用料金につきましては、朝食の料金を100円引き上げることによって、サラダバーの設置と提供内容の充実を図るものでございます。(3) 利用人数ですが、平成23年度利用率を65パーセント見込むものでございます。(4) 収支でございます。収支差し引きいたしまして、227万5千円の当期利益金が生じる見込みでございます。この利益金につきましては、剰余金の状況をご覧ください。全額、欠損金補てん積立金に積み増しすることによって、平成23年度の剰余金合計で、18億2千915万1千円となる見込みでございます。

続きまして、8ページをご覧ください。保健経理(第3)ということで、オークラ千葉ホテル10階の保健施設の運営をする経理でございます。利用人数は1万7千700人を見込むものでございます。(2) 収支でございます。収支差し引きいたしまして、415万1千円の当期損失金が生じますが、こちらにつきましては、剰余金の状況をご覧ください。全額、欠損金補てん積立金を取り崩しまして、補てんするものでございます。よって、平成23年度末では、6億8千850万5千円の剰余金となる見込みでございます。

9ページをご覧ください。宿泊経理でございます。まず、1点目としてオークラ千葉ホテルです。利用料金は、据え置きということでございます。それから、(2) 職員宿舎跡地を売却処分するというものでござい

ます。(3) 施設のグレードの維持を主目的とした改修を3カ年計画で実施するというので、平成23年度においては、次の(ア)から(オ)までの改修を行うというものでございます。(4) 利用人数でございます。平成23年度は、婚礼組数を平成22年度よりも33組増の285組を見込んだものでございます。合計いたしまして、平成22年度よりも1万3千人ほど多い23万3千30人を見込んだものです。(5) 収支でございますが、収入支出差し引きをいたしまして、1億2千672万8千円の当期損失金が生じるものでございますが、こちらについては、改修工事に伴います単年度赤字ということになります。

10ページをご覧ください。2点目として、黒潮荘でございます。利用料金は、据え置きでございます。利用人数につきましては、平成23年度2万967人ということで、平成22年度よりも4千500人ほど増を見込んでございます。また、利用率については、括弧書きでございますけれども、60パーセントを見込むものでございます。(3) 収支でございます。収入支出差し引きいたしまして、69万1千円の当期利益金が生じる見込みでございます。次に、3 両施設の借入金の状況ということで、こちらは預託金管理経理から借り入れているものでございます。まず、オークラ千葉ホテルでございます。平成23年度中に1億8千526万円2千円の償還をいたしまして、平成23年度末では1億8970万9千円の借入金が残ります。こちらについては、平成24年度末で終了するというものでございます。一方で、黒潮荘でございますが、平成23年度で残債6千889万2千円を全額償還し、平成23年度末で終了ということでございます。4 両施設の剰余金の状況でございます。まず、オークラ千葉ホテル1億2千672万8千円の当期損失金につきましては、全額、欠損金補てん積立金を取り崩して補てんをするというものでございます。よって、オークラ千葉ホテルの剰余金の合計は平成23年度末で78億5千786万1千円となるものでございます。続きまして、黒潮荘でございます。69万1千円の当期利益金につきましては、全額、欠損金補てん積立金に積み増しをするということで、平成23年度末で10億弱の剰余金となる見込みでございます。

続きまして、11ページをご覧いただきたいと思っております。貯金経理です。支払利率は、2.1パーセントで据え置きでございます。(2) 貯金額の状況ですが、貯金額につきましては、平成23年度3千225億円程度ということで、平成22年度よりも42億円の増を見込んだものでございます。一方で、貯金者数については、平成22年度よりも120人ほどの減で4万4千661人ということでございます。1人当たりの貯金額につきましては、平成22年度よりも11万4千円ほど増加をしているものでございます。(3) 運用利回りでございますが、平成22年度は2.98パーセントでございますが、平成23年度は2.54パーセントを見込むものでございます。(4) 収支でございます。収入支出差し引きまして、23億4千240万1千円の当期利益金が生じるものでございますが、この利益金につきましては、下の剰余金の状況をご覧ください。全額、欠損金補てん積立金に積み増しをすることによって、平成23年度末の貯金経理の剰余金でございますが、368億円程度を見込むものでございます。なお、積立金の貯金額に対する積立割合は、平成22年度10.83パーセント、平成23年度で11.41パーセン

トになる見込みでございます。

12ページをご覧ください。貸付経理でございます。貸付条件の変更はないものでございます。収支でございますが、収支差し引きをいたしまして、5千839万5千円の当期利益金が生じるものでございますが、下の表をご覧ください。全額、欠損金補てん金に積み増しいたしまして、平成23年度末では、23億円程度の剰余金となるものでございます。

最後に12番として、物資経理でございます。購入条件には、変更がございません。収支でございますが、収支差し引きをいたしまして、164万9千円の当期損失金が生じますが、こちらにつきましては、剰余金の状況をご覧ください。全額、欠損金補てん積立金を取り崩すことによって、平成23年度末では1億8千700万円程度の剰余金となる見込みでございます。以上で、議案第2号の説明を終了いたします。

議長 　ただいま、議案第2号「平成23年度事業計画及び予算」の説明がなされました。これより、質疑を行いたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

須藤議員 　はい。

議長 　はい、4番 須藤議員。

須藤議員 　はい、4番の須藤です。発言通告書に基づいて、幾つかの点にわたって質問させていただきます。始めに貸付経理の利率についてです。利率については、総務省の貸付規則の準則に基づいてと聞いています。地区別共済制度研修会の中でも市中銀行より利率が高い。私たちの共済組合が市中銀行より利率が高いというのは少しおかしいのではないかと、というような意見がありました。こういう中で、一単位共済組合で無理であれば、連合会をとおして総務省のほうに調査・要望してもらえないかと言っているものです。

2つ目は、物資経理についてです。エコカーを始め、車の金額が上がっている中で、購入限度額の引き上げを考えてもらえないかが2つ目です。

3つ目は、貯金経理についてです。剰余金について、既に積立割合の5パーセントを優に超えている訳ですが、どれくらい積み立てをすればいいのか、併せて職員給与がほかの経理に比べて多い理由を聞くと職員が4人と聞いていますが、単純に割ると1人1千万円ぐらいになりますので、その内訳を聞かせていただきたい。

4つ目については、保健経理です。10階のスパの脇の空部屋ですが、宿泊経理に貸したと聞いていますが、この4月からどのように活用するのか伺いたい。

最後に宿泊経理です。職員宿舎を売却する予定になってはいますが、その利益はどう考えているのか。もし、お考えがないようであれば、オークラ千葉ホテルの土地・建物等係る償還に、充てることができないのかどうかの見解を伺いたい。それから黒潮荘の委託費、委託管理費が毎年上がっているように思われますが、その理由は何なのか。それと、利用率を60パーセントに向けて具体的に取り組むということですが、ここ

に来たら組合員だけではなくて、一般の人も巻き込んだ利用率を展開する必要があるのでないかな、と私は思うのでこの見解を伺いたい。以上です。

事務局長 はい、議長。

議長 はい、事務局長。

事務局長 私からは、貸付の利率関係につきまして、お答え申し上げます。確かに、現在の利率の状況、市中銀行など見ますと、貸付の利率が高い状況ではございます。現在のところ、当共済組合といたしましては、これを引き下げという要望は考えてはおりませんが、関東各県の共済組合と協議をして、どうするのかということをもとめたい、協議いたしたいと思っています。そこで、関東でまとめれば要望書というかたちで出していきたいと思っています。以上です。

福祉課長 はい、議長。

議長 はい、福祉課長。

福祉課長 物質経理の購入限度額の引き上げの関係ですが、限度額が200万円と物資経理ではなっておりますので、これについてもまず、各共済組合の状況を把握しながら、どのように対応していくのかどうか。あるいは、物資事業については、普通貸付とほとんど同じような性格付けのものとなっておりますので、事業のあり方も一方で検討していかなくてはいけないのかと思っています。各県の状況等を勘案しながら検討していきたいと思っております。

施設管理課長 議長。

議長 はい、施設管理課長。

施設管理課長 それではまず、ご質問のありましたオークラ千葉ホテルの10階にあります、保健経理で保有している場所ですが、今年の8月までは、リラクゼーションサロンということで営業させていただいたところですが、業者の撤退ということになりまして、その後、同業種のものがないかということで、事務局としてあたりまして、最終的には話が契約の途中まで行きましたが、やはり、当該場所では、営業は成り立たないということから契約は断念という経過になりました。そのような中で、運営委託先であるホテルオークラ側と現在、協議中ということで、具体的なものが、なかなか見つからないというのが現状でございます。出来るだけ、早く、速やかに整えて報告をさせていただきたいと考えております。

それと、宿舍売却利益の関係ですが、事務局としましては、この売却利益というのは営業利益とは違うと考えています。通常、営業利益は、剰余金にそのまま積むという考え方がありますが、これについては、営業外の利益となりますので、事務局とすれば特別な修繕引当金としてオー

クラ千葉ホテルの将来に向かっての修繕引当金ということで経理処理するのがよろしいかと考えております。ただし、平成23年度のこの予算には、計上はされておられません。売却し利益が出た場合には、そのような経理処理をしたいと考えております。

次に、黒潮荘の委託費の増の理由ということでございます。この委託費の中には、売上報酬というものがあります。売上が上がった分に対して、3.5パーセント分の報酬を払うというものがありますので、収入増、売上増を見込みますので、その分というのは委託費として計上しなければならぬというのが1つ。それと、スナックの委託部分についても売上増に伴って委託費、それとホステスを頼んだ場合の委託費ということで、施設収入増に伴って委託費が増えるということです。委託先の人件費については、月額大体1人500円、千円の引き上げですので、この委託費300万の影響の中では少ないと考えています。それが、増になった理由です。それともう1点、黒潮荘の利用率60パーセントということで、具体的な方法ということですが、一般客を入れたらどうかというご意見がありました。当該黒潮荘の地につきましては、旅館組合との申し合わせがありまして、一般客は取らないということで当初、黒潮荘の建設をしております。このような中で、旅館組合のほうに私どものほうから一般客を取りたいということ自体難しく、そのようなお願いをする状況では現在ないということがまず1点。そういった意味では、一般客は、なかなか取りにくいと事務局は考えています。ただし、その60パーセントに向かっては、当然、予算大綱の中にもありますけれども、各所属所のほうに積極的にPRすると同時に年金受給者、年金者連盟も交えて、出来るだけ顔を出してPRしていき、60パーセントの実現に向けて努力したいと考えています。以上です。

総務課長 はい、議長。

議長 はい、総務課長。

総務課長 貯金経理の関係につきまして、ご回答したいと思います。まず剰余金が、10パーセント以上持っていて、施行規程で規定されている5パーセント以上を持っているので、保有割合について、どの位が妥当だと考えているのかということでございましたが、貯金経理の場合、これから4、5年先に現在保有している高いクーポン(利率)の債券が償還され、運用利回りが下がるという状況でございます。このような状況がなければ、支払利率に反映させるということが、良い方法かもしれませんが、なるべくその高いクーポンの債券が償還になった後でも、2.1パーセントの支払利率の大幅な引き下げにならないようにするためということで、積立割合を多く持っているものでございます。また、保有割合はどの位が妥当なのかということですが、急激な金利変動があったとしても安心して運用できる状況を考えるとは、10パーセントから15パーセントの間が妥当なのではないかと思っております。

また、貯金経理の職員給与については、ご指摘のとおり、4人で見ており職員給与が4千万円ほど計上されております。1人当たり1千万円ということで、高いのではないかとご指摘ですが、共済組合の職員

給与の考え方ですが、毎年、その年度末で、退職したとしたらということで退職金を積み立てまして、その退職給与金ということで、計上しておりますので、この4千万円が、職員すべてに全額支給をされるというものではない仕組みとなっております。

またもう一方で、各事業経理がありますが、貯金経理は剰余金を先ほどご指摘のとおり、多く持っている関係で管理職4名を張り付けているところがございます。そのような中で、若干ほかの経理よりも総額的に多くなっているという状況でございます。以上です。

議長 よろしいですか。どうぞ。

須藤議員 管理職4名をわざわざ張り付ける理由。若い職員を張り付けてもいいのではないかと思います。それはどうなのでしょう。

議長 はい、総務課長。

総務課長 総務省や市町村課から口頭で指摘されていることでもありますが、本来は貯金事業に携わっている人の給与を貯金経理でみるということでもあります。貯金事業に絡む仕事というのは、例えば、経理課であっても、貯金の支払等で貯金経理に絡むということでもありますし、情報管理の面からも貯金事業に絡むものがあります。若い職員をとということでもあります。先ほども申し上げましたように、貯金経理は、収支の関係で、かなり良い状況で推移してきていますので、今の状況では比較的給料の高い管理職で職員給料をみているものでございます。いずれ、欠損金補てん積立金を取り崩さなければはならない状況になったならば、給料の低い若い人で職員給料をみたいと考えております。以上です。

議長 よろしいでしょうか。

須藤議員 はい、分かりました。

議長 ほかに質疑ございませんか。

秋山議員 はい。

議長 秋山議員。

秋山議員 12番の秋山です。地区別共済制度研修会の関係で質問させていただきます。メンタルヘルスにつきましては、相談について昨年度と比べて今年度、年度途中ということもあり、若干下回っているようにも見えます。メンタルヘルス相談をどのように行っているのか、また、相談する者が医師、ドクターなのか、カウンセラーなのかと、その辺が若干、組合員に対して情報が行っていないような気がします。メンタル相談の場所がどこなのか、直接面談する場合も分からない職員がいると思いますので、もう少しその中身について周知徹底して、相談しやすい体制を作っていくということ。また、電話での相談の場合は、具体的にど



のようなかたちで行っているのかということについても、もう少し丁寧に情報を組合員に発信したらと良いと思いました。

それから、オークラ千葉ホテルの婚礼組数について、今年度に比べて33組増ということで予算化していますが、平成21年度に比べて平成22年度では、減っていたような気がするため、果たしてこの33組増というのが妥当な数なのかどうかということについて教えていただきたい。

温浴施設（スパ）の予算については、差引で400万円ぐらいの赤字が出るようですが、これが恒常的に今後も赤字が続くようであるのならば、中身の運営についても再度検討していかなければいけないのではないかと思います、その辺はどのような考えなのかを是非を教えてください。

直営施設の3施設に対して、将来的なことで、早い時期に職員議員協議会を開催して施設の在り方について、協議をしていくという方向性を事務局としては持って行くということですが、この辺の考え方について初めて出されたものですので、考えを伺いたいと思います。

議長 はい、福祉課長。

福祉課長 はい、石井です。それではまず、メンタルヘルス相談室に関しては、ご意見いただいた趣旨に則りまして、4月号の共済だよりの中に1枚の紙を折り込んでいただけでしたので、ご指摘いただいた部分も含めて普及を図りたいと思うところでございます。

それから、温浴施設についての当期損失金が、400万ほど発生いたしますが、実は共済組合の簿記というのは複式簿記で企業会計と同じになっていますので、単年度で貸借の状況まで作るようになります。減価償却も実際に単年度の中で行っていきまして、その1千500万円の減価償却費が発生いたしますので、実際、キャッシュベースでは黒字になります。減価償却費が1千500万円必要なところが1千100万円弱しか引き充てられないということになるだけで、直接的には、キャッシュフローで問題が発生することはないと考えております。現在、10階の温浴施設部分では約2億円の自己資金を持っていますので、平成24年度オークラ千葉ホテルの改修計画に併せて、一定の改修をいたしますけれども、改修をしても当分の間、運営に支障は生じないと思っておりますのでご理解をいただきたいと思います。

施設管理課長 議長。

議長 はい、施設管理課長。

施設管理課長 はい、オークラ千葉ホテルの婚礼組数は、対前年度よりも33組増ということで、年間285組を見込んでおります。この数字が、妥当かというご質問ですが、まず宿泊経理の予算としてオークラ千葉ホテルの予算の立て方は、運営委託先でありますホテルオークラ側と共済組合側とで協議をして決めています。この設定数値につきましては、私どもからすれば、本来300組を目標に行っていただきたいというのが事務局の

考え方です。ただ、現実的な数字ということで、比べた結果、285組が妥当ではないかと考えた訳でございます。また、オークラ千葉ホテルの改修工事として宴会場を実施する予定になっております。その効果も見込んでおります。以上です。

事務局長 はい、議長。

議長 はい、事務局長。

事務局長 現在、当組合が所有しております3施設であります。こちらのオークラ千葉ホテルの繰入金、平成24年度に終了することになりますので、それを捉えて繰入金の考え方を含めまして、この3施設が将来、今の経済情勢を考えますと重荷になって来るであろうという想定がございますので、今後、この3施設をどのように運営していくのか、ということを考えていただく時期になっているのではないかとということでございます。具体的には、職員議員協議会を現在のところ5月19日に開催する予定でございます。その中で、まずはどのような組織づくりをするのかを含めまして、議員さんの中、そして職員議員さんの中で考えていただきたい、と思っております。例えば、この施設の「在方検討委員会等」を立ち上げたとすれば、その中で検討していただきまして、近い将来、この3施設をどのようにしていくべきか、の方向を示していただきたいという考え方を持っているところでございます。以上です。

議長 よろしいですか。

秋山議員 はい、分かりました。

議長 ほかにございませんか。

[ 「なし」の声あり ]

議長 それでは、以上で質疑を終結いたします。これより、採決いたします。議案第2号「平成23年度事業計画及び予算について」原案のとおり、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 全員挙手 ]

議長 はい、挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。次に、議案第3号から議案第9号までは、予算に関連した諸規則等の一部改正でございますので、一括議題といたしたいと存じます。これにご異議ございませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

議長 ご異議ないものと認め、議案第3号から議案第9号までを一括議題といたします。順次、事務局から説明を求めます。海宝保健課長。

保健課長 はい、議長。

議長 はい、保健課長。

保健課長 保健課の海宝でございます。議案第3号を上程させていただきます。議案第3号をご覧いただきたいと思います。「千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更について」、千葉縣市町村職員共済組合定款の一部を別紙のとおり変更するものでございます。1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと思います。こちらに定款の一部を変更する要綱書を掲げてございます。こちらをもちまして、ご説明をさせていただきます。第1 変更の目的でございます。1, 2, 3につきましては、先ほど、平成23年度予算でご説明をさせていただいておりますが、1としまして、出産費及び家族出産費に係る附加給付につきまして、現行の額から4万円を控除した額とするために所要の変更をするものでございます。2と3としまして、給与総額の減少等から財源率が不足するために、短期財源率、介護財源率を引き上げるものでございます。4としまして、育児休業、介護休業手当金に係る共同事業の拠出金率が下がりますので、長期組合員及び市町村長長期組合員に係る育児・介護休業手当金率を引き下げるものでございます。5としまして、短期経理から業務経理への資金の繰り入れについて、所要の変更を行うものでございます。第2 変更する事項でございます。1といたしまして、定款第37条関係で、出産費附加金及び家族出産費附加金について、6万円から2万円に引き下げるものでございます。2としまして、定款第42条の第1項各号、同条の2及び附則第5項関係で、短期財源率を千分の3引き上げまして、千分の76とするものでございます。3としまして、同じく第42条第1項各号、同条の2及び附則第5項の関係でございますが、こちらで介護財源率を千分の0.98引き上げて千分の10.32とするものでございます。4としまして、同じく第42条第1項各号、同条の2及び附則第5項の関係で、長期組合員及び市町村長組合員に係る育児・介護休業手当金率を千分の0.4引き下げて、千分の3.52とするものでございます。5としまして、第44条関係の資金の繰り入れに関する条文中、平成22年度を平成23年度と改めるものでございます。第3 施行期日でございます。1 この変更は、平成23年4月1日から施行するものでございます。2 変更後の短期財源率・介護財源率の規定は、平成23年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお、従前の例によるものでございます。以上でございます。引き続き、議案第4号について、福祉課長の石井から説明をいたします。

福祉課長 議案第4号「千葉縣市町村職員共済組合助成金交付規則の一部改正について」、1ページをご覧いただきたいと思いますが、平成23年度から、会館、保養所及び保健センター利用助成金のうち、宿泊に係る助成金については、組合員及び被扶養者以外についても被扶養者でない配偶者や2等親以内の親族にも適用することとございます。また、一部条文について、条文の整備を図るものでございます。

改正の内容については、第2に掲げたとおりでございます。第3 施行期日といたしまして、本年4月1日から施行するものでございます。以上です。

施設管理課長

はい、施設管理課の森です。引き続きまして、議案第5号を提案させていただきます。千葉県市町村職員共済組合保養所設置規則の一部を別紙のとおり改正するものでございます。1ページをご覧いただきたいと思っております。まず第1改正の目的ですが、1番目といたしまして、年金の決定及び支給機関が当組合から全国市町村職員共済組合連合会に改められたことに伴いまして、利用者の範囲に係る条文の整備を行うものでございます。2番目として、ただ今、説明のありました保養所利用助成金適用の範囲の拡大に伴いまして、条文の整備を行うものでございます。3番目といたしまして、夏休み期間の弾力化に伴い、繁忙期の定義を改めるものでございます。4番目として、その他の条文の整備を図るものでございます。第2としまして、改正する事項ですが、まず1番目に年金の支給機関が連合会に改められたことに伴いまして、利用者の範囲に関する条文の整備を行うとともに、年金受給者等に適用する料金等に係る規定の整備を行うものでございます。2番目としまして、各種企画料金の設定について、これは現在、パック商品というかたちで販売いたしておりますが、規則上の設定根拠を定めるというものでございます。3番目としまして、助成金交付規則の改正に伴いまして、総利用料金から控除する者の範囲を改めるものでございます。4番目として、県互助会の規約関係ですが、互助会で定める保養所等助成金の交付対象者の変更に伴いまして、利用料金から控除する者の範囲を改めるものでございます。5番目としまして、契約や相互利用協定の規定によりまして、他の助成金の適用を受ける者に係る助成金を控除する規定の整備を図るものでございます。6番目として、他の地方公務員共済組合又は国家公務員共済組合のうち、組合員料金の適用範囲を相互利用協定の有無に係らず、組合員及びその家族に組合員料金を適用するものに改めるものでございます。7番目としまして、繁忙期となる夏休み期間、現在7月20日から8月31日と定められておりますが、その都度定めるというものに変更をするものです。第3としまして、施行期日につきましては、平成23年4月1日から施行をするものでございます。

施設管理課長

続きまして、議案第6号についてご説明させていただきます。千葉県市町村職員共済会館設置規則の一部改正につきまして、別紙のとおり改正するものでございます。1ページをご覧いただきたいと思っております。まず、第1の改正の目的でございますが、1につきましては、保養所設置規則の改正と同様に年金の決定及び支給機関が改められたことによる改正です。2番目として、会館設置規則においても保養所の設置規則の改正と同様のものです。3番目としまして、保健施設、これはオークラ千葉ホテルの10階にあります温浴施設ですが、保健施設の利用料金につきまして、利用者の区分を明確化するとともに利用料金の一部におきまして現在の適用と異なる部分があります。このことから改正を行なうものでございます。4番目として、その他もろもろの整備を図るものでございます。第2の改正する事項ですが、1から6番につきましては、保養所

の設置規則改正同様の考え方でございます。7につきましては、別表利用料金ということで、保健施設のスパの料金についてでございますが、利用者の区分、利用料の一部を現在の適用区分及び金額に変更をするものでございます。現実に即した規則改正ということでございます。施行期日につきましては、平成23年4月1日からとするものでございます。以上です。

福祉課長 続きます、議案第7号の「千葉縣市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則について」、ご説明をさせていただきたいと思えます。千葉縣市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部を別紙のとおり改正するものとするものでございます。1ページをご覧いただきたいと思えます。改正の目的につきましては、ただ今、説明のありました会館設置規則同様、助成金の支給範囲の拡大あるいは、年金の支給機関の変更等、夏休み期間に伴う繁忙期の定義の改正等に併せて行うものでございます。なお、これに併せて、その他の条文の整備を行なうものでございます。改正の内容については、1から8までそれぞれ会館設置規則等で先ほど説明のありましたとおりとなっております。本規則の施行につきましても、本年4月1日から施行するものであります。以上でございます。

総務課長 はい、続きます、議案第8号「千葉縣市町村職員共済組合就業規則の一部改正について」を上程いたします。議案第8号をご覧ください。千葉縣市町村職員共済組合就業規則の一部を次のとおり改正することで、一枚めくっていただきますと、改正の要綱書を掲げてございます。まず第1として、改正の目的でございます。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い所要の改正を行なうものでございます。第2として、改正する事項として、1点目として小学校就学前の子のための看護休暇について、現行では子どもが何人いても年5日までとなっておりますが、それを2人以上の場合は年10日取得することができるとしたものでございます。2点目でございますが、要介護状態にある家族のための介護休暇について、こちらは、新たな規定を設けたものでございますが、内容につきましては子の看護休暇と同様でございます。第3施行期日でございますが、既にこの労働者の福祉に関する法律が改正されておりますので、公告の日から施行するというものでございます。

総務課長 続きます、議案第9号「千葉縣市町村職員共済組合職員の育児・介護休業等に関する規則の一部改正について」を上程いたします。議案第9号をご覧ください。職員の育児・介護休業等に関する規則の一部を別紙のとおり改正するというもので、同様に一枚めくっていただきますと、改正の要綱書を付けてございます。まず、第1改正の目的でございますが、こちらに関しましては、議案第8号と同様の理由による労働者の福祉に関する法律の改正に伴って、法律の改正を行なうこと及び条文の整備を図るため所要の改正を行なうということが目的でございます。第2改正する事項ですが、1点目として、産後8週間以内に父親が育児休業を取

得した場合には、特別な理由がなくても再度、育児休業を取得することができるということで、育児休業の申し出の回数を増やしたものでございます。2点目としては、介護休暇制度を新たに設けるというものでございます。第3施行期日については、議案第8号議案と同様の理由から公告の日から施行するものでございます。予算に関する諸規則等の改正については、以上でございます。

議 長 　　ただいま、議案第3号から議案第9号までの説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

〔 「なし」 の声あり 〕

議 長 　　質疑がないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第3号「千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更について」、議案第4号「千葉縣市町村職員共済組合助成金交付規則の一部改正について」、議案第5号「千葉縣市町村職員共済組合保養所設置規則の一部改正について」、議案第6号「千葉縣市町村職員共済会館設置規則の一部改正について」、議案第7号「千葉縣市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正について」、議案第8号「千葉縣市町村職員共済組合就業規則の一部改正について」、議案第9号「千葉縣市町村職員共済組合職員の育児・介護休業等に関する規則の一部改正について」、以上7議案について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔 全員挙手 〕

議 長 　　挙手全員であります。よって、議案第3号から議案第9号は、原案のとおり可決されました。以上、附議いたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして、可決をいただきました。厚くお礼申し上げます。

　　以上をもちまして、第166回組合会を閉会とさせていただきます。ご協力、誠にありがとうございました。

閉 会 （時刻16時58分）

平成23年3月14日調製

議 長            岩 田   利 雄

署名議員        小 坂   泰 久

署名議員        積 田        篤